

大阪・関西万博を契機とした丹波市誘客促進業務プロポーザル仕様書

1 業務番号

丹観委第3号

2 業務名

大阪・関西万博を契機とした丹波市誘客促進業務

3 履行期間

契約日の翌日から令和8年2月27日（金）

4 業務の目的

大阪・関西万博を契機に、「This is Tamba City～丹波の恵みを未来につなぐ～」をコンセプトとして、万博会場及び大阪市内で丹波市のPRブースを出展する。ブース来場者に、丹波市の魅力を知って頂くことで丹波市の認知度向上とともに、万博後においても、継続して丹波市来訪及び周遊により、地域内消費を促進し地域活性化を図ることを目的とする。

5 方向性

- (1) 主ターゲットは、万博会場や大阪市内に出展する丹波市のPRブースへ来場される旅行者の20代から50代女性とする。
- (2) 丹波市にしかないスポットや体験コンテンツ、丹波市の農産物をはじめとする特産物や特産物を使用した加工品等、試食・販売等により丹波市の食をPRし認知度向上を図る。
- (3) 万博会場及び大阪市内で丹波市の魅力をPRすることにより、丹波市の認知度向上と来訪及び周遊を促進させる。

6 委託限度額

総額金 38,847,000円（消費税及び地方消費税含む）

内訳 令和6年度限度額 金 1,683,000円

令和7年度限度額 金 37,164,000円

7 業務内容

丹波市の魅力をピックアップし、効果的にPRすることで誘客と周遊を促進させる。

- (1) 万博会場での丹波市PR
- (2) 大阪市内での丹波市PR
- (3) 地域電子通貨たんばコイン「丹波市周遊万博コイン」の活用
- (4) 丹波市のPR広告
- (5) その他提案
- (6) 業務実施に係るPRマネジメント等

・詳細

- (1) 万博会場での丹波市PR

大阪・関西万博会場の関西パビリオン多目的エリアに出展し丹波市をPRする。

ア 出展日時

令和7年●月●日(●) 9:00~22:00の予定【未定】

※日程は未定。決まり次第、お知らせします。

イ 出展場所

関西パビリオン多目的エリア(屋根付き屋外最大約130㎡)

ウ 出展内容

出展内容は以下を想定する。

(a) 大型デジタルサイネージ、パネル展示、デジタルマップ等によるPR

(b) 丹波市周遊万博コイン配布によるPR

(c) 丹波市内のひょうごフィールドパビリオンのPR

(d) 体験コンテンツによるPR

(e) 丹波市特産品の試食・販売によるPR

※万博会場では、物販の電子決済対応が行えるようにする。

エ 設営、撤去等

ブース内の装飾含む設営及び撤去や資材の搬入出を行う。なお、その作業は、出展日の当日中に限る。(開催時間中の設営撤去等は不可)

オ 当日の運営サポート等

当日出展ブースに、責任者及びPRをサポートする人員を配置し、ブースでのPR活動がスムーズに行えるよう運営する。

カ 出展事業者の募集・決定及び出展調整

上記ウの(c)(d)(e)の参加事業者の募集及び決定と、決定後から出展までの連絡調整と当日のサポートを行う。

- (2) 大阪市内での丹波市PR

大阪市内で丹波市をPRする。

- ア 出展日
令和7年4月1日から令和7年6月30日までの間で9日間以上とする。また、開催時間は1日8時間以上とする。
(土曜日、日曜日を2回入れた9日間以上連続又は9日間以上を2回に日を分けて開催するなど。いずれにおいても土曜日、日曜日を2回入れること。)
- イ 出展場所
大阪市内とし、以下の出展内容が効果的に実施できる場所とする。
- ウ 出展内容
出展内容は以下を想定する。なお、出展日によって出展内容を変更することは可能とする。
 - (a) デジタルサイネージ、パネル展示、デジタルマップ等によるPR
 - (b) 丹波市周遊万博コイン配布によるPR
 - (c) 丹波市内のひょうごフィールドパビリオンのPR
 - (d) 体験コンテンツによるPR
 - (e) 丹波市特産品の試食・販売によるPR
- エ 設営、撤去等
ブース内の装飾含む設営・撤去や資材の搬入出を行う。
- オ 当日の運営サポート等
当日出展ブースに、責任者及びPRをサポートする人員を配置し、ブースでのPR活動がスムーズに行えるよう運営する。
- カ 出展事業者の募集・決定及び出展調整
上記ウの(c)(d)(e)の参加事業者の募集及び決定と、決定後から出展までの連絡調整と当日のサポートを行う。
- キ イベントの開催告知
出展場所の広告媒体等や、告知効果が高い媒体で開催告知を行うものとする。

(3) 地域電子通貨たんばコイン「丹波市周遊万博コイン」の活用

たんば商業協同組合との共同により、同組合が運用している地域通貨QRコード決済「たんばコイン」システムを活用し、「丹波市周遊万博コイン」(以下「万博コイン」という。)の発行及び配布により、丹波市内周遊と登録店舗等での消費により地域活性化につなげる。

ア 万博コインの配布

- (a-1) 総額1,000万円の万博コインを丹波市来訪のフックとなるよう効果的な方法で配布する。なお、配布方法は有償、無償

は問わない。(景品表示法等の法令に抵触しないこと) また、配布方法の提案だけでなく、万博コインを受け取った方が実際に来訪し消費できるような仕掛け(仕組み)の提案もすること。

また、万博コイン利用期間終了後、速やかに使用されなかった万博コイン額を把握し、その金額以内で、万博コイン利用者で利用金額に応じた品物の贈呈を可能とする。なお、最終的に残った万博コインは精算する。

(a-2) 一般社団法人丹波市観光協会の事業により、株式会社読売旅行社が令和7年度から販売する丹波市旅行商品に、総額1,000万円とは別途、万博コイン100万円を配布する。

なお、最終的に残った万博コインは精算する。(株式会社読売旅行社は、丹波市旅行商品に万博コインを付けた旅行プランとして販売する。)

(b) 上記a-1及びa-2の万博コイン利用可能期間は、令和7年4月1日から令和7年12月31日までとする。

(c) 受注者により、現在のたんばコインの登録店舗以外に体験施設や飲食店舗、宿泊施設などを登録するように調整する。なお、想定としては、たんばコイン登録店舗すべてを対象とするものではなく、宿泊、飲食、土産物、体験施設で使用できる万博コインとする。(コンビニ、ガソリンスタンド等は対象外とする。)

(d) 万博コインが利用できるお店のポスターやのぼり等を作成し、該当店舗に掲示を行う。また、万博コインのチャージ者に対し、万博コイン利用促進周知を定期的に行う。

(e) 登録店舗がたんば商業協同組合に負担する取扱手数料(1,100万円の2%)を、万博コインに限って本業務委託料の範囲内で支払う。

イ 万博コインの配布場所と期間

配布場所及び期間は以下のとおりとする。ただし、提案内容によっては、以下の場所以外で異なる方法による配布も可能とする。

- ・万博会場(1日)
- ・大阪市内(9日間以上)

ウ たんばコインシステムの改修と運用

たんば商業協同組合が運用する地域電子通貨「たんばコイン」を活用した万博コインを運用する。なお、システム改修及び運用に係る経費

は、本業務委託料から支払う。(システム改修は 33 万円、システム運用は 55 万円。いずれも消費税税込み)

- エ たんば商業協同組合との共同
たんば商業協同組合との共同により、効果的な万博コイン配布から利用までの仕組みを構築し運用するものとする。なお、それに要する費用は本委託料からたんば商業協同組合に支払うものとする。

(4) 丹波市の P R 広告

- ア 上記 7 (1) から (3) の業務、及び丹波市の P R を行うにあたり、新聞、雑誌、公共交通機関、テレビ、ラジオ、 S N S 、 W e b 等の媒体のうち、費用対効果が高く効果測定が可能な広告を掲載する。
なお、広告閲覧数等の把握と合わせ動向調査・分析も行う。
- イ 上記アの掲載予定時期は、令和 7 年 1 月から同年 12 月までの期間とし、効果的な時期に効果的な媒体において掲載する。なお、令和 7 年 1 月から 3 月までの間に 1 媒体の掲載は必須とする。
- ウ P R 動画及び画像は、発注者及び一般社団法人丹波市観光協会が所有している映像及び画像が使用できるので、その素材を使って受注者が広告媒体に応じて編集し掲載する。
- エ 広告掲載の実施内容と効果測定結果等を定期的に報告する。

(5) その他提案

上記 7 (1) から (4) の業務を実施するにあたり効果的な P R や、市民の機運醸成、その他の取組、及び令和 8 年度以降における効果的な P R 等について提案する。

(6) 業務実施に係る P R マネジメント等

上記 7 (1) から (5) の業務に係る事務局の運営を行い、その経費、参加事業所の募集調整経費、スタッフ人件費、映像や印刷物の編集や制作費用、借地料等、什器等のレンタル代や協力者に対する交涉及び謝礼、肖像権を含む著作権等の権利に係る調整等、必要に応じて受注者が委託料の範囲内において支払うことができる。また、各業務を効果的に実施できるようにマネジメントを行い、業務の管理、進捗状況の報告、実績報告及び成果物の提出を随時行う。

- ア 業務の管理並びに定期的な進捗状況の報告、協議
- イ 実績報告および詳細報告データ
- ウ 協議書、報告書及び成果物 (P R 物品、印刷物、広告物や、分析結果データ及び集計表、万博コインの配布・利用集計等)
- エ 業務 (準備、実施、撤収等の実施状況) の写真や記録映像
- オ その他必要と認めるもの

8 著作権の帰属等

- (1) 本業務にあたり、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条（複製権）、第 22 条（上映権及び演奏権）、第 22 条の 2（上映権）、第 23 条（公衆送信権等）、第 24 条（口述権）、第 25 条（展示権）、第 26 条の 2（譲渡権）、第 26 条の 3（貸与権）、第 27 条（翻訳権、翻案権等）および第 28 条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を、成果物の納入、検査合格後、直ちに丹波市に無償で譲渡するものとする。
- (2) 業務にあたり成果物が第三者の商標権、著作権その他諸権利を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権その他諸権利の侵害を主張された場合の一切の責任は、受注者が負うこととする。
- (3) 受注者は、本著作物に対して、発注者及び発注者から正当に権利を取得した第三者に対し、著作者人格権を行使しないこと。

9 機密の保持

受注者は、業務上知り得た発注者の機密を他にもらさないものとする。

また、個人情報保護に関する法律を遵守しなければならない。（契約期間終了後も同様とする。）

10 その他

この仕様書に定めのない事項に関しては、発注者・受注者協議のうえ決定する。